

⑤ 給水装置工事の手数料等について



次に、給水装置工事の手数料等について説明します。

給水装置工事の手数料等について

- (1) 給水装置工事に係る手数料の種類
- (2) 工事申込書の流れと手数料の納入
- (3) 臨時給水の水道料金について
- (4) 水道利用加入金について



こちらのとおり説明します。

【参考】

給水装置工事の手数料等について

1番目に「給水装置工事に係る手数料の種類」

2番目に「工事申込書の流れと手数料の納入」

3番目に「臨時給水の水道料金について」

4番目に「水道利用加入金について」

これら4点についてご説明いたします。

(1) 給水装置工事に係る手数料の種類

- 給水装置工事に伴う手数料には、**設計審査手数料**と**検査手数料**がある。
- 水道局に申込みが必要な工事には、「新設工事」、「改造工事」、「撤去工事」の3種類がある。
- この3種類の工事のそれぞれに、**設計審査手数料**及び**検査手数料**がかかることになる。

⑤ 給水装置工事の手数料等について



74

給水装置工事に係る手数料の種類について、説明いたします。

手数料の納入を伴う給水装置工事の種類には、「新設工事」、「改造工事」、「撤去工事」の3種類の工事があり、この3つの工事種類のそれぞれに、設計審査手数料、検査手数料を納めていただくことになります。

【参考】

こちらの根拠である、地方自治法第227条では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と定めており、札幌市水道事業給水条例第34条で「手数料は、別表4の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する」としています。

これにより、給水装置工事の申込みに伴って納めていただく手数料は、設計審査手数料と検査手数料の2つです。

設計審査手数料・検査手数料の金額

区分	メーター口径	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	40mm未満	1件につき 4,000円	1件につき 7,600円
	40mm以上	1件につき 8,500円	1件につき 14,800円
改造工事		1件につき 2,200円	1件につき 4,900円
撤去工事		1件につき 900円	1件につき 900円

⑤ 給水装置工事の手数料等について



75

この表は、設計審査手数料と検査手数料を抜粋したものです。

金額はこの表のとおりです。

新設工事のみ、メーター口径40mm未満と40mm以上で、金額が異なります。

手数料の減免

- 水道メーターを**複数設置**する建物の
設計審査手数料及び検査手数料の減免について

		設計審査手数料		検査手数料	
		1個目	2個目以降の 減免額	1個目	2個目以降の 減免額
新設工事	40mm未満	4,000	1,300	7,600	3,100
	40mm以上	8,500	1,300	14,800	3,100
改造工事		2,200	1,300	4,900	3,100
撤去工事		900	400	900	400

⑤ 給水装置工事の手数料等について



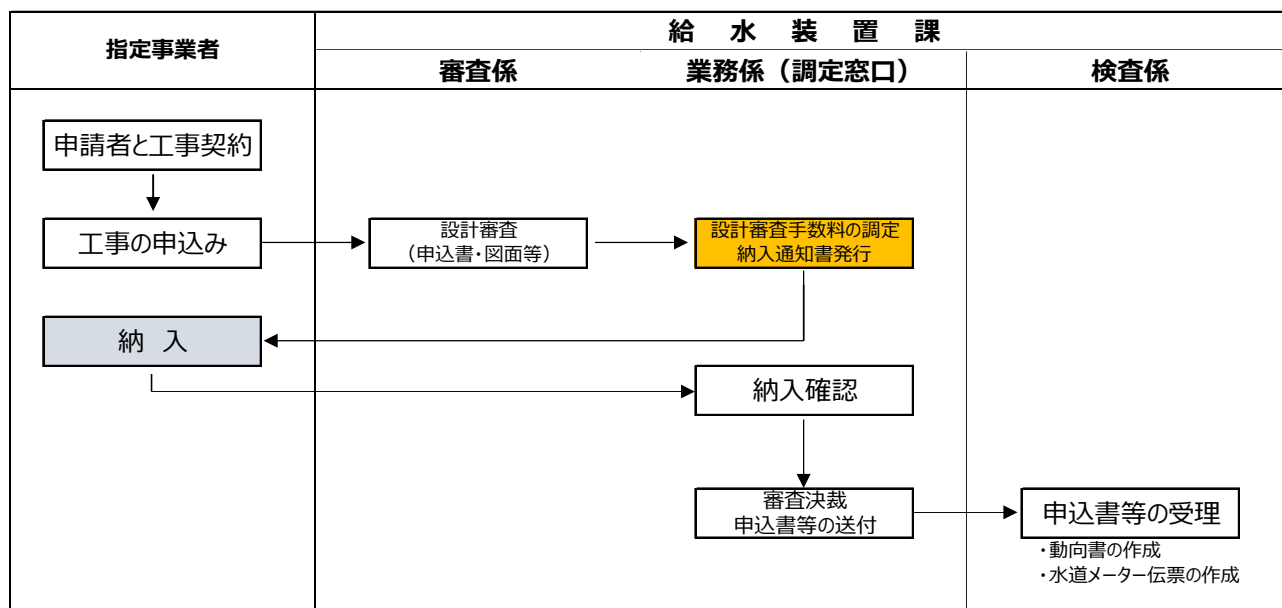
76

(平成24年4月より、)水道メーターを複数設置する場合の手数料を減免しています。
この表のとおり、2個目以降の手数料が減免となります。

例えば、口径13mmのメーターが2個付く新設工事の設計審査手数料は、

1個目が4,000円、2個目が4,000円－1,300円で2,700円となり、この結果、4,000円＋
2,700円で計6,700円となります。

(2) 工事申込書の流れと手数料の納入



⑤ 給水装置工事の手数料等について

つぎに、工事申込書の流れと手数料の納入について説明します。

この表は、一連の流れをまとめたものです。

指定事業者のみなさんは、建主の方やハウスメーカーさんと工事の契約をされると思いますが、給水装置工事の手続きでは、指定事業者さんが、水道局への工事の申込みを行うことからスタートします。

工事の内容が決まりましたら、水道局本局庁舎2階の給水装置課審査窓口に工事の申込みをしていただきます。

審査を受け終わりましたら、設計審査手数料の調定窓口に、申込書をお持ちください。



⑤ 給水装置工事の手数料等について

こちらが、手数料等の調定窓口です。

【参考】

窓口は5つあって、左側に検査手数料の調定窓口、続いて設計審査手数料の調定窓口があります。

設計審査手数料は区別に受付けておりますので、標示を確認していただき、給水装置を設置する区の調定窓口へ、申込書を提出してください。

設計審査手数料の調定、納入通知書の発行をいたします。

なお、職員が必要な情報をその場でシステムに入力し、納入通知書を出力しますので、少しお待ちいただくこととなります。あらかじめご了承ください。

納入通知書

収納窓口



⑤ 給水装置工事の手数料等について

画面左側が、納入通知書の用紙です。

また、手数料は、申込み時に支払うのが原則ですので、必ず当日中に納入してください。

【参考】

発行された納入通知書を持って、同じフロアにある収納窓口で設計審査手数料を納入してください。

※手数料の当日納付を確認するため、収納窓口での納入をお願いいたします。

手数料以外の納入は、納入通知書裏面に記載の金融機関でも可能です。

納入を確認しましたら、申込書は審査の決裁を行い検査係に送付されます。

検査係では、動向書の作成や、水道メーター伝票の作成等を行い、検査の時まで所定のキャビネットに保管いたします。

コピー機



複写料金 20円（税込）／枚

⑤ 給水装置工事の手数料等について



80

本局2階の給水装置課にコピー機があります。

申込書や図面等は、持ち帰ることができませんので、コピーが必要な場合は、収納窓口前にコピー機が2台ありますので、そちらをご利用ください。

検査手数料調定窓口



⑤ 給水装置工事の手数料等について

つづいて、検査手数料のお支払いに関して説明いたします。

工事が完了しましたら、検査を受けていただきます。

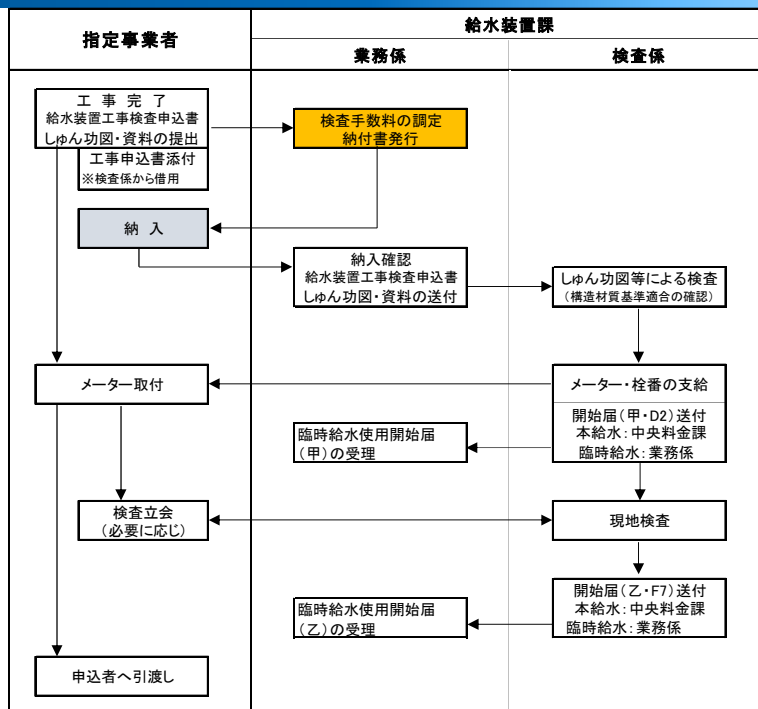
検査係で保管している申込書を借り受け、それに、しゅん功図や資料を添えて、業務係の検査手数料調定窓口へ「検査申込書」を提出してください。

なお、検査手数料調定窓口は、区別とはなっておらず、全区分の申込みが可能です。

窓口では、検査手数料を調定して納入通知書を発行します。

検査手数料も、設計審査手数料と同様に即日納付が原則ですので、必ず、検査を受ける前に納入してください。

検査手数料納入後の流れ



⑤ 給水装置工事の手数料等について

工事が完了し、検査手数料を納入していただきます。

納入後、申込書等を検査員へご提出ください。

検査員がしゅん功図による検査を行います。

合格すると、メーターとお客様番号札を支給いたしますので、給水装置設置場所にそれぞれを取り付けていただきます。

さらに、検査員による現地検査を受け合格すると、しゅん功、本給水使用開始の手続き等を行い、申込者へ引き渡しが可能となります。

その後、工事の申込書は、しゅん功図とともに、水道局で大切に保管いたします。

また、電子的にファイリングをして、システムで閲覧することも可能になります。

図が小さく、見にくくて申し訳ありません。冒頭でもせつめいさせていただいた通り、水道局HPにて公開予定ですので、見えない場合はそちらで再確認していただければと思います。

(3) 臨時給水の水道料金 |

<臨時給水の水道料金>

仮設の給水装置で、**臨時**に給水する場合の水道料金のこと。

<使用期間>

- ・最短2か月、最長1年
- ・1年を超えるときには、一度精算し、再度申請が必要。

<既設の給水装置を臨時給水に使用する場合>

現在休止中のもので、水道料金の調定が行われていない給水装置であること。



次に、臨時給水の水道料金について説明します。

臨時給水の使用期間は、最短2か月、最長1年とし、1年を超える場合は、1度精算し、再度申請を行わなければなりません。

このうち最短期間は、特別な理由がある場合には、2か月未満であっても認めますが、申請者に短期となる理由を記載してもらう必要があります。

臨時給水の給水装置は、基本的に仮設の給水装置とします。

ただし、既設の給水装置を臨時給水として使用するときには、現在休止栓等で使用していないものであり、かつ、水道料金の調定が行われていない給水装置に限り、認めることができ、条件としては、使用開始届及び使用廃止届にメーター指針の写真を添付することを求めています。

【参考】

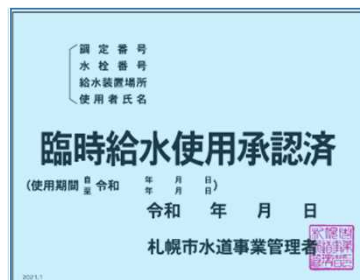
臨時給水の水道料金とは、仮設の給水装置で、臨時に給水する場合の水道料金のことを行います。

札幌市水道事業給水条例第24条2項で、管理者は、家事以外の用に水道を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、家事以外の用に使用するものの金額を基礎として計算した基本料金及び従量料金を徴収することができるとしています。

「特に必要があると認めるとき」とは、同給水条例施行規程16条で、「工事その他の用に使用する場合をいう」としています。

臨時給水の申請時は、原則、下記3点が必要です

- ・臨時給水使用申請書
- ・臨時給水の工事申込書
- ・臨時給水使用承認済の札（水色の札）



⑤ 給水装置工事の手数料等について

通常、臨時給水の申請にはこの3点を、水道局に提出する必要があります。

調定窓口では料金概算額を調定して、納入通知書を発行しますので、収納窓口または金融機関で納入してください。

納入が確認できましたら、「臨時給水使用承認済の札」を袋詰めして交付しますので、所定の場所に掲示してください。

【参考】

業務係の設計審査調定窓口に提出していただきます。

- ・「臨時給水使用申請書」: 前ページでお伝えしたものです。
- ・「臨時給水の工事申込書」: 新設工事等と同様のものです。
- ・「臨時給水使用承認済みの札」: 水色の、厚紙でできた札です。

臨時給水の水道料金 4

<料金>

- 1か月当たりの基本料金（上水のみの場合）

口径	基本水量	上水金額	消費税	合計
13、20mm	10m ³	5,000円	500円	5,500円
25mm	10m ³	8,600円	860円	9,460円
40mm	30m ³	38,000円	3,800円	41,800円

- 基本水量を超過した分は、1 m³あたり495円（消費税含む）加算する。
- 使用終了時には、メーター指針により精算を行い、納入済み額との差額が生じた場合、還付（返金）や追徴をする。

⑤ 給水装置工事の手数料等について



86

次に、臨時給水の水道料金はこちらの表のとおりです。

このほか、排水を公共下水管とつなぐ場合には、下水道使用料も発生しますのでこれを含めて調定します。

【参考】

基本料金は、メーター口径13mm、20mmでは1か月10m³まで5,000円、10m³を超えた分は1m³あたり450円で加算されていきます。

同様に、口径25mmでは、1か月10m³まで8,600円、40mmでは、30m³まで38,000円となり、同じく、基本水量を超えた分は1m³あたり450円で加算されていきます。

こうして計算した額に消費税を加算した額が納入金額です。

申請の際に申告した期間と水量で料金概算額を調定して、納入通知書を発行いたしますので、収納窓口または金融機関で納入してください。

使い終わりましたら、メーター指針により精算を行い、納入済み額との差額が生じた場合、還付や追徴をいたします。

手数料の減免措置

• 新築を伴う臨時給水

工事区分	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	あり	あり
撤去工事	免除	免除

• イベント、仮設事務所等の臨時給水

工事区分	設計審査手数料	検査手数料
新設工事	あり	あり
撤去工事	免除	あり

⑤ 給水装置工事の手数料等について



87

臨時給水の撤去工事の**設計審査**手数料は免除しています。

また、当該臨時給水が、新設(新築)工事に伴う申し込みの場合には、臨時給水撤去工事の**検査**手数料も、免除しています。(平成24年4月改正)

ただし、イベントや仮設事務所等の、新築を伴わない、撤去して終了となるようなケースでは、臨時給水撤去工事の**設計審査**手数料は免除しますが、**検査**手数料は納入していただきます。

これらについて、ご不明な点がございましたら、審査窓口までお問合せください。

(4) 水道利用加入金について

メーターの口径	加入金	消費税10%	税込金額
13mm	56,000円	5,600円	61,600円
20mm	160,000円	16,000円	176,000円
25mm	285,000円	28,500円	313,500円
40mm	900,000円	90,000円	990,000円
50mm	1,620,000円	162,000円	1,782,000円
75mm	4,500,000円	450,000円	4,950,000円
100mm	9,200,000円	920,000円	10,120,000円
150mm	26,000,000円	2,600,000円	28,600,000円
200mm以上	管理者が別に定める額		

⑤ 給水装置工事の手数料等について



88

次に、水道利用加入金について説明します。

水道利用加入金については、札幌市給水条例第33条の2で、給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る)をしようとするものは、管理者が指定する日までに水道利用加入金を納入しなければならないと規定しております。

加入金の額は、メーターの口径別にこの表のように定めています。

また、同一の申込者が撤去と新設を関連して行う場合は、**撤去**するメーターの口径に対応する加入金と、**新設**するメーターの口径に対応する加入金との差額を、納入していただく必要があります。

同様に、改造工事の場合は、改造前後のメーターの口径に対応する加入金の差額を納入することになります。

<受付時間>

・審査業務

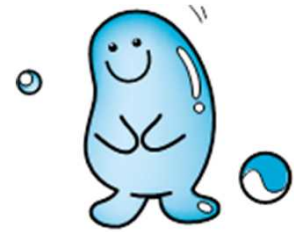
午前：8時45分～12時15分まで

午後：13時～17時15分まで

・調定窓口

午前：8時45分～12時15分まで

午後：13時～16時30分まで



審査業務と調定窓口の受付時間はこちらのとおりです。

【参考】

以上、給水装置工事にかかる手数料等について、説明させていただきました。

なお、業務の受付時間についてお知らせいたしますが、審査は午前は**8時45分**から**12時15分**まで、午後は**13時**から**17時15分**までとなっております。

すみません。お渡ししている資料には**16時**までと記載されていますが、現在、預かり審査となっているため、**17:15**となっております。

16時以降は翌日の受付日とさせていただきます。

調定窓口は最終時間が**16時30分**までですので、余裕をもって来庁されることをお願いいたします。

また、臨時給水の水道料金、加入金及び手数料等については、札幌市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、申し込むこととなっております。

何かご不明な点、お気付きの点がございましたら、遠慮なく窓口の担当者に声をかけていただきたいと思います。